

コンプライアンス

基本的な考え方

当社グループはコンプライアンスを「法令や社内規程を遵守するとともに、社会の良識や倫理観に基づく行動をとり、お客さまや社会の期待に応えること」と捉えています。「企業倫理行動指針」と「コンプライアンス行動基準」の徹底を通じて、従業員一人ひとりがお客さまや社会の信頼にお応えするよう努めています。

当社は2024年3月4日に、公正取引委員会から、電力・ガスの取引に関し、独占禁止法に基づく警告等を受けました。同様の事例を二度と発生させないよう、さらなる法令遵守に取り組み、独占禁止法遵守策を徹底します。本件を当社グループの新たな出発点とし、法令遵守を最優先とする企業風土の醸成を目指します。

企業倫理行動指針(抜粋)

当社グループは、常にお客さま、株主、地域社会、取引先等から信頼される企業グループをめざして、法令およびその精神を遵守するとともに、社会の良識や倫理を尊重して誠実かつ公正な企業活動を展開し、地域社会に貢献します。また、適時適切な情報開示、関係する皆さまとの積極的な対話をすすめ、共存共栄をはかります。

コンプライアンス行動基準(「社会との信頼関係の構築」より抜粋)

社会貢献活動

地域社会と密接な関わりを持つ企業として、地域の発展に資するプロジェクトに積極的に貢献します。また、従業員一人ひとりが行うボランティア活動などの社会貢献活動を支援します。

反社会的勢力への対応

市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な事業活動を阻害しようとする、反社会的勢力との関係を遮断し、その要求に対しては断固として拒否します。

関係先との交際・腐敗防止

関係先との間では、不当な利益や優遇措置の取得・維持を目的とするなど、業務の公正性がゆがめられるおそれのある、又は社会通念の範囲を超える接待・贈答を行いません。

外国公務員を含む公務員との交際は、国家公務員倫理法、不正競争防止法(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)および諸外国の関連法令の趣旨に反するものは認めません。また、みなし公務員や特別法に贈収賄罪規定のある団体の役職員との交際もこれに準じます。

独占禁止法遵守策

企業風土の刷新

- トップメッセージの発信
- 独占禁止法遵守の宣言
- 誓約書の提出
- 社内リニエンシー制度の新設および社内通報制度の強化
- 人事の長期滞留の抑制

競合会社との接触に係る事前承認・事後報告制度の新設・施行

- 競合会社との接触に係る事前承認・事後報告制度の新設・施行
- 接触機会のモニタリング

独占禁止法に関する社内教育等の拡充

- 独占禁止法に関する重層的かつ重点的な教育の実施
- 独占禁止法等法律相談の機能強化

独占禁止法遵守策の実施状況の監査および実効性検証、新たな違反行為への厳罰

- 第三者による外部監査その他監査機能の強化
- 独占禁止法遵守策の実効性の定期的な検証
- 新たな違反行為等への厳しい処分

コンプライアンス

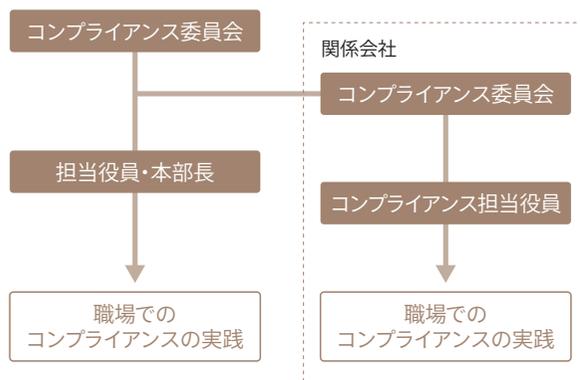
コンプライアンス推進体制

コンプライアンス推進体制

当社は、社長を委員長とし、担当役員・本部長などを委員とするコンプライアンス委員会を原則年2回開催し、コンプライアンス活動計画や実績などを審議のうえ、取締役会に報告しています。各職場では、部長がコンプライアンス推進の責任を負い、マネジャー・事業所課長が実践責任者として活動を推進しています。

関係会社においても、各社にコンプライアンス担当役員を配置し、コンプライアンス委員会を設けるなど、継続的に取り組むための体制を構築しています。

● コンプライアンス推進体制図



コンプライアンス活動

コンプライアンス相談窓口(内部通報窓口)

当社グループのコンプライアンスに関する相談先と

して面談・メール・電話などで直接相談できる「コンプライアンス相談窓口」を、社内と社外(弁護士事務所)に設置し、法令遵守、健全な職場環境の維持(ハラスメント含む)、公正な営業活動などに関する相談を受け付けています。当社グループの従業員(派遣社員などを含む)だけでなく、退職者、取引先なども利用できます。

受け付けた相談については、コンプライアンス相談取扱規程に基づき、速やかに事実関係の調査を行います。調査の結果、コンプライアンス違反が明らかになった場合は、速やかに必要な正措置および再発防止措置を講じています。また、コンプライアンス相談窓口の従事者を対象とした研修を実施し、相談者に関する情報の秘匿、不利益な取扱いの禁止を図るなど、内部通報者の保護に努めています。

なお、通報された情報は、厳格に管理するとともに、監査役のモニタリングを実施のうえ、経営層へ報告し、適切に対処しています。2023年度は合計で52件の相談がありました。

教育・啓発活動

当社グループの各階層においてコンプライアンスに関するさまざまな研修を実施しています。2023年度は、役員・管理者層を対象とした独占禁止法講習会(2回、延べ約320人受講)、管理者層を対象としたコンプライアンス講習会(約300人受講)、関係会社管理者層を対象とした労務管理研修(約70人受講)、全従業員を対象としたオンライン研修(3回、延べ約18,000人受講)などを実施しました。また、各職場でのコンプライアンスミーティングや、全従業員を対象とした「コンプライ

アンスNEWS」を定期的に発行しています。

点検・調査活動

当社グループの全職場で、法令等の遵守状況について、定期的に点検活動を行っています。また、当社グループの全従業員を対象に、コンプライアンスや職場風土に関する意識調査を毎年実施し、調査結果を活動計画に反映させています。2023年度の回答者数は6,701人(回答率94%)でした。

個人情報の保護

当社は、個人情報保護法や各種ガイドラインなどを踏まえ、個人情報保護方針、個人情報保護規程、その他の社内規程・マニュアルなどを定め、安全管理措置を講じ、適切な取扱いに努めています。

個人情報保護の体制として、個人情報保護統括管理者(社長が指名する役員)を委員長、各情報(お客さま、株主さま、従業員など)の保護管理者などが委員を務める個人情報保護委員会を設置し、個人情報保護に関する活動計画、実績などを審議しています。

当社グループの全職場で、定期的に個人情報の管理状況について自主監査を実施するほか、個人情報へのアクセス制限、インターネットからの不正侵入対策など、情報システムのセキュリティ確保にも努めています。